平成２７年（フ）第１９８号
埼玉県吉川市大字吉川548番地　コートさくらＢ―301
破産者　高橋　　勇
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田２丁目６番14号、旧住所埼玉県春日部市栄町３丁目110番地１レオパレス春日部第18―201号
破産者　島村　昌一
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
山梨県甲府市千塚５丁目15番31号
破産者　小林ひふみ
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
山梨県甲府市伊勢４丁目７番15号数野昭子方、前住所山梨県甲府市宝２丁目27番３号
破産者　望月まゆみ
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４２号
福岡市城南区片江４丁目15番24―103号
破産者　石松　裕貴
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７２号
長崎県長崎市矢の平１丁目17番17―401号、旧住所長崎県長崎市花丘町４番５号
破産者　深堀　正義
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
福島県南相馬市鹿島区山下字中ノ内28番地の２
破産者　鎌田　利雄
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第２０６号
横浜市港北区高田東３丁目33番12号　サンクレスト日吉205
破産者　本多　静雄
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１１４号
横浜市瀬谷区中屋敷１丁目36番地４
破産者　磯部　達朗
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１８号
神奈川県厚木市水引２丁目７番３―605号
破産者　小澤　光正
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３６２号
愛知県高浜市本郷町６丁目３番地28　ＬａＢｅｌｌｅ　Ｅｑｕｉｐｅ102
破産者　西園　和浩
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
愛知県豊田市豊栄町３丁目131番地　スペリア豊田913号
破産者　服部　　陽
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
愛知県高浜市田戸町４丁目５番地50
破産者　神谷　洋右
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
愛知県岡崎市岩津町字檀ノ上121―１、住民票上の住所愛知県津島市中地町２丁目10番地７
破産者　山森商会こと　山森　隆二
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
愛知県新城市川田字平34番地２　ＡＤＶＡＮｐｎｅｕ　Ｂ202
破産者　鈴木　美保
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２７号
和歌山県田辺市目良31番８号　目良坂井荘103号室、住民票上の住所和歌山県田辺市目良31番８号　103
破産者　松﨑るり子
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第４１号
山口県柳井市柳井1436番地２　県営住宅３棟302号（開始決定時の住所）山口県柳井市神代4043番地１
破産者　田坂　　匠
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第８９号
福岡県飯塚市大分1285番地19、開始決定時の住所福岡県飯塚市鯰田2525番地203
破産者　菊池　　勲
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部